

科研費公開講演会講演録 西田博氏講演 「刑務所は社会の期待にどう応えるか」

平 山 真 理

はじめに

刑事施設はいわゆる NIMBY (Not In My Back Yard) —社会的に必要な施設であることは分かっているが、自分の裏庭(近所)には作ってほしくないと多くの人々が考える施設—の代表格かもしれない。我々はみな犯罪のない社会に住みたい。そのためには犯罪を犯した者が确实かつ適切に罰せられることが必要である。犯罪者を更生させるには刑務所や少年院での取り組みは非常に重要である。その一方で人々は自分の近所に刑務所があることを喜ばないであろう。

ところで、2009年5月より裁判員制度が開始したが、このことは、これまで犯罪の被害や加害についてあまり考える機会がなかった一般の人々も刑事裁判に否応なしに向き合わなければならないことを意味する。裁判員は、目の前の被告人にとって適切な刑罰を考える時、被告人の「その後」についても思いを馳せることになるであろう。このような問題関心から、社会は刑務所—犯罪者の更生の重要な一翼を担う場所—に何を期待するのかを議論するために、2015年10月6日、本学東キャンパスにおいて、科研費公開講演会⁽¹⁾「刑務所は地域社会の期待にどう応えるべきか」を開催した。

(1) 本講演会は科学研究費助成事業、新学術領域研究(研究領域提案型)「法と人間科学」のA02「刑罰と犯罪防止：厳罰化と死刑の効果を信じる人はどうしたら意見を変えるのか」(研究課題番号：23101003)(研究代表者：河合幹雄桐蔭横浜大学教授期間2011年度～2015年度)の補助を受け行われたものである。

下記プロフィールにも記すが、西田氏は法務省矯正局長としてPFI(民間の資金やノウハウを利用した公共施設や公共サービスの整備)手法を利用した刑事施設の創設等、様々な刑務所改革に取り組みました。わが国の刑務所が抱える問題や今後の展望について最も多くの知識とアイデアを持った方の一人と言える。まさにその分野のプロフェッショナルと議論できることは幸甚である。しかし、大学で公開講演会を催する場合、講師の話がどれだけ素晴らしくても、参加者からは質問が活発に出ないことが多い。おそらく参加者は遠慮してしまうのであろう。従って今回の講演会では、事前に講師の著書『刑務官へのエール～法務省“刑務官”局長のひとりごと』(2014廣濟堂出版社)を学生と読み込み、質問を準備した。そしてそこにおけるQ&Aが発展する形で、講師と参加者の議論が活発化することを目指した。

西田 博氏プロフィール：中央大学法学部出身。1977年に法務省入省。盛岡少年刑務所長、法務省矯正局総務課国際企画官、広島矯正局管区第二部長、法務省矯正局参事官、法務省大臣官房参事官(矯正担当)、法務省矯正局総務課長などを歴任。2013年、初の刑務官出身の法務省矯正局長となる。PFI刑務所の創設等、多くの刑務所改革を手掛けた。著書に『新しい刑務所のかたち 未来を切り拓くPFI刑務所の挑戦』(小学館集英社プロダクション2014)等。

平山：「それでは科研費講演会を開始します。私は白鷗大学の法学部で刑事訴訟法と刑事政策を教えています平山真理と言います。今回科研費の講演会という形で「刑務所は社会の期待にどうこたえるべきか」というテーマで、前法務省矯正局長の西田博さんに今日はお話を伺いたいと思います。私の担当する専門ゼミナールⅠ・Ⅱ(刑事訴訟法研究)では、西田さんが書かれた『刑務官へのエール』を学生が読んで、いろいろ議論をしてきました。この本というのは刑務所のこれからの在り方とか、刑務所が社会でどういう役割を今後果たしていくかというのを、刑務官の経験のある西田さんならではの視点で非常に分かりやすく、そして興味深く書かれていて、とても素晴らしい本だと思います。

今日のテーマとしては「刑務所は社会の期待にどうこたえるべきか」ということで、西田さんにお話を頂くのですが、その方法はディスカッションを通して行います。その基となるものとして、学生がこの本を読んでいくつかの質問を用意しました。それが皆さんのお手元にある「刑務官へのエール質問まとめ」と書かれたもので、第1章から第7章までに分けられています(巻末資料)。この順番に質問をして西田さんにお話し頂く形式をとりますが、本日は公開講演会ということで、法学部以外の学生さんや、それから学外からも多くの方がいらっやっていますので、この質問にさらに関連して追加したいということがありましたら、そのときどき、各々のときでご自由に質問やコメントを付け加えてくださればと思います。この質問の多さを見ると学生がいかにいろんな関心を持って読んだかということが分かって頂けると思いますし、西田さんにいろいろ多くの観点からお答え頂くこととなりますが、今日はよろしくお願ひします。じゃあ西田さんまず簡単に自己紹介をお願いできますでしょうか」

西 田：「皆さんこんにちは。去年の12月31日で仕事辞めまして今ブローをやっている西田です。私は刑務官を37年と9カ月やりましたが、そのうち30年と9カ月霞が関にいたものですから、現場のことを言うのはおこがましいんですが、印象に残ることが拝命間もない若い頃にたくさんあって、少しは現場のことも話ができるのかなあというふうに思っています。こんなふうに刑事政策というか刑務所のことについて興味を持ってもらうのはうれしいことで、できれば、このうち何人かでも法務教官でも刑務官でもなっただけであれば非常にうれしいと思ってきょうはやってきました。よろしくをお願いします」

平 山：「西田さんのお隣には黒羽刑務所から分類教育部長の福井さんに来て頂いています。ちょっと福井さん一言だけごあいさつして頂いていいですか」

福 井：「皆さんこんにちは。私は黒羽刑務所の分類教育部長をやっております福井と申します。元は刑務官でございまして、本の中段部に書かれている西田学校の落ちこぼれということになっております。よろしくお願いたします」

平 山：「よろしくをお願いします。じゃあ学生からこの順番にいろいろ質問をしてもらおうと思います。私の指導しますゼミでは刑事訴訟法、刑事政策など刑事法の内容を広く学生が各自のテーマに基づいて勉強しています。卒業後の進路としては警察官とか刑務官とかあるいは地方自治体等、公務員を希望する学生が結構多かったです。刑事法を専攻している学生は恐らく刑務所に対しては各自いろいろ考えているとは思いますが、今日は学生の視点か

ら質問をさせて頂こうと思います。じゃあ質問者の皆さんちょっと手を上げていただけますか。そちらに4人座ってるのが今日の代表質問者です。じゃあ順番をお願いします」

学生A：「はい。本日はよろしく申し上げます。第1章を読んでその中から疑問を持ったことをお聞きしたいんですが。まず構外作業場は受刑者の社会復帰にどういった点で有効であると考えておられますか？」

西 田：「本に書いたのは、構外作業をやって社会のインフラ整備とかをしたという趣旨で、それを1章には書いたつもりなんですけども、今の構外作業場はちょっと事情が違ってきています。受刑者が構外、つまり塀の外へ出て作業をやるということが少なくなっているのです。この理由は本にも書きましてあちこちで言っていますけど、外の方が受刑者を見たくないというのがあって、なかなか各刑務所は受刑者を出しづらくなっているんです。ただ受刑者にとっても、外の方が見たくないのと同じぐらい見られたいはないんです。見られたいはないんだろうなというふうに思うんです。そういうことを考えると、構外作業場という塀の外へ行って、外の市民というか地元の人が見える所で仕事をするというのは、自分が将来出所して生活する上で大事な第一歩だろうというふうに思いますし、塀の外へ出て作業をするには受刑者ってというのは中でちゃんとした生活をして、それなりの信用を得ないと出られないわけですから、そういった意味で彼らにとっても一歩、一学年進級するような気持ちで外へ出られるということなんです。社会復帰にどういった点で有効かということについてはいろいろ言えないんですけども、気持ちの上では見られても平気にな

る、あるいは自分が受刑生活において一歩、一つ階段を上がったというような気持ちを持つという意味で非常に有効であろうと思っています。

それと、最近造った刑務所の地元はやはり過疎の町が多いのですが、そういった所では、たとえば新しく刑務所を造った島根県の浜田市旭町では、地元の方々が、荒れる田んぼ、畑、山にぜひ受刑者を出してほしい、そこで作業をしてほしいというような新しい構外作業についての見方が出ています。そういった意味では、構外作業も少し彼らの社会復帰に役立つようになってきているんじゃないかなと思います。

それからちょっと面白い話をする、今あんまり受刑者を出していないと言いましたが、20人以上出している刑務所がいくつかあります。さっき言いました島根県浜田市の旭町という所にできたPFIの施設が30人ぐらいを構外、塀の外へ出して作業しています。それから鹿児島刑務所という所は刑務所の敷地内に膨大な茶畑があって、そこでも20人以上受刑者が出て作業しています。それもものすごく広い所でやっていて、作物があったりお茶の木があったりして姿が見えなくなることもあるんですけども、事故起こすことなく構外作業ということが行われています]

平 山：「追加で質問させて下さい。さきほど西田さんは、最近はずしろ(受刑者を)塀の外に出さなくなっていると仰いましたね。しかしちょっと不思議に思うのが、例えば矯正展とか行くとすごくいっぱいの人がいつも来場しているし、あるいは刑務所の中の食事を赤レンガ祭り(筆者注1)とかで出していたりすると、すぐ売り切れたりとかしますね。だから刑務所の中のことに対しては実はわりと市民は関心があるのではないかと。矯正展で売られてい

るパンとかも、受刑者が作ったものだから食べたくないとかそういうハードルってないんじゃないかという気もするんです。けどやっぱり受刑者が外に出て作業するのは嫌っていうのが社会の中には強いのでしょうか」

西 田：「なかなか言いにくいことなので言えなかったんですけど、ここ4、5年だと思うんです、そういうふうになってきたのは、私、矯正局で総務課長やっている頃から、刑務所のことについてもう何も隠さないと言ってきました。どんどん見てもらいましょうってことに切り替えて、各施設で矯正展やる時には必ず『募集参観』といって募集をし、中を見たい人はいませんかということをやって、進んで中を見ていただくこととしました。そうでもないとなかなか刑務所の中のことって分からないものです。別に中で悪いことしているわけでもないし、悪いこともいいことも全部見てもらえばいいわけですから、そんなことで始まったのです。現場もそういった気持ちになるには頭を切り替える必要があり、それには時間がかかるものですから、ここ4、5年前ぐらいから変わってきたと思います。

それから構外作業場に出さない理由ですが、これは国側の事情なんですけども、職員がいないんですね。外へ出すということはそれだけたくさんの職員が必要になってくるんですが、職員の数がとにかく足りなくて、それがさらにだんだん減ってきているのです。仕事はたくさんあって、刑務所の仕事って減ることはなくてどんどん増える一方なんですけど、国家公務員の削減というのは、刑務官であろうと一般職の行政職の職員であろうと同じように削減しなきゃいけないというふうに政府の方針になっていますから、同じように減らすんです。例えば受刑者が増えても減って

も仕事っていうのは、再犯防止とかこれからいろいろ期待をもらって増えていくんですね。しかし、それを担う職員は削減されるんです。

受刑者を構外作業に出すということになると、かなりの職員も一緒に出さなきゃいけない。それは作業をする彼らを見るためにもそうだし、行き帰りの移動にも職員がいなきゃ駄目ですから、そんな意味で職員不足の状況ではむづかしいことです。

そして、一方では、やはり地元の方ってやっぱり受刑者の姿は見たくないですから。

新しい施設を造るときに、地元住民説明会って私は専門みたいに行かされましたけど、刑務所のこと、受刑者のことはやはり理屈じゃないんですね。周りに住まわれている方っていうのは理屈じゃなくて見たくないんだと、なんで見なくてもいいものを見なきゃいけないんだと。これが理屈だったら理屈でお互いに議論すればいいんですけど、理屈じゃないもんですから、なかなか難しいことがあって、構外作業はだんだん減ってきました。

ただ、都会は今も同じですけど、さっき言いましたように、地方では、とにかく田んぼが荒れる、畑が荒れる、山が荒れる、道の草が生えて困っている。お年寄りしかいない所っていうのは、受刑者に出てきてもらって、そんなのをどんどんやってもらいたいというような話もあって、ちょっと構外作業場としての見方っていうか考え方がお互いに変わってきたんだろうと思います」

平 山：「ありがとうございます。じゃあ2問目の質問いきましょうか」

学生A：「はい。刑務所が地域に受け入れられるためには共生をするっていうことを目標にしてやるというのが本書に書いてあったんで

すが、刑務所が地域の人と共生するためにどのような取り組みが必要だと考えておられますか」

西 田：「いや、それはもう一言。塀を低くして外との距離を短くすることだと思います。刑務所ですから、見せたくないこと、見せてはいけないこと、情報公開しないこと、しちゃいけないこととかいっぱいあるんですけど、それはそれとして、距離をなくすこと、塀があってもその塀もなるたけなくして、さっき言いましたように参観も断らないようにすることです。

一方で、これにも限度があります。各施設おのおの個別の事情、外にはなかなか言えない特殊な事情があって参観の話がきてもお断りすることがあります。ただ、それってやっぱりちゃんと事情があるわけで、事情がない限りは見てもらいますし、さっき言いました各施設で矯正展っていうのをやるときには、募集参観をやるのです。見たいといって手を上げてくれる人がなかったら、こっちが積極的に見てもらえませんかというふうに募集をして、その日は中を見てもらうということをする。そういったことに尽きると思います」

学生A：「ありがとうございます」

平 山：「追加のコメントとか質問ありますか。じゃあ次の質問にいきましょう。今度は『刑務官へのエール』の第2章についてですね」

学生B：「はい。本書を読んで刑務官っていう仕事はすごく大変な仕事だと感じたんですが、その中で若手刑務官の辞職が減らないようなんですが、それを減らすためにはどのような制度が必要ですか」

西 田：「答えにくいことなんですけど、制度自体は簡単に変えるわけにいかないことだと思うんです。そこで大事なことはやっぱり負担をなるべく少なくする、若手刑務官に限らず、刑務官一人一人の負担を少なくしてやることじゃないかと思います。われわれが入ったときと今の若い職員で違うのは、やはり公安職という役人の捉え方です。国家公務員には研究職とか一般職、行政職とか公安職とかいろいろ種類がありますよね。警察官とか刑務官というのは公安職という仕事で、給料が一般行政職と比べると1割、2割高いんですね。これは危険だからというそんなことがあるんだろうと思うんですけど、高い給料をもらって勤務するというのはやっぱりそれだけのことがあるんですね。そういったことを分かって入ってもらったほうがいいんです。刑務官になってもらったほうが。最近、刑務官になっても受刑者のそばに行きたくないという職員もいたりします、そんなことが通用しない職場ですからやっぱり嫌になって辞めちゃうという人もいます。

特に若手職員の中の女性刑務官の離職率が高いんです。これは男の刑務官と違った特殊な事情があります。女性ですから結婚もします、それから妊娠もして出産もします、育児もあります、今はなかなかさっき言ったように負担率が高くて職員の数が少ないもんですから、そんな中で休暇も取りにくい環境にあって、だから非常に悪いスパイラルで、ベテランになる前に結婚して子どもができる頃には辞めちゃうことになる。ベテランの職員がいなくなる。そうすると若い職員は頼るべきベテランの職員がいらないわけですからまた心細くなるし、相手の受刑者っていうのは自分の母親とかおばあちゃんのような世代の人がいっぱいいるわけですから、そういった人たちの相手をして疲れてきて、やっぱり精神的にも肉体的にも疲れてきて辞めてしまうことになるのです。私

が局長になるちょっと前ぐらいから、女性の刑務官をとにかく採ろうと、増やそうということをやっているんですけど、なかなかうまくいかなくて。

私は局長に1月になったんですけど、その6月に全国の施設長にメールを出しました。刑務所長、少年院長、鑑別所長あてです。メールを出してこれから当面やる大切なことが三つあるんだと伝え、そのうちの一つがとにかく女性職員の待遇改善をしようということでした。それをやらないと長続きしないから、長続きしなくて辞めてしまう。そうすると新しく入った人は頼る人がいないからまた辞めてしまう。それと職員が長く勤めないで女性の幹部っていうのはなかなか育成できないのです。女性の幹部がないと、ベテランと同じように相談する上司も少ないことになるわけですから。

そんなふういろいろやってきて、地域のいろんなかたがたも支援をしてくれるようになったんですよ。例えば県とか市とかに相談に行って、県の例えば看護師会とか助産師会とかそんなところが支援に来てくれているようなことも始まっています。あと4、5年たつといい、もう少しましな環境になってくると信じています。ここには女性がたくさんおられますけど、ぜひ刑務官になってください。優秀な人が刑務官になると組織としてもすごくいいことだと思いますから」

平山：「じゃあ次の質問をお願いします」

学生B：「はい。さっきの質問とかぶるところもあると思うのですが、実際に勤務したご経験から、日本の刑務官の数は適切だと感じましたか？」

西山：「全く感じません。もう本当大変だと思います。私14年ぐらい前ですか、盛岡少年刑務所という所の所長を1年やったんですね。そのときに一番印象に残っていて一番申し訳ないなあと思ったのは、職員が休暇を取れてなかったことです。いわゆる有給休暇、役人の場合年次休暇って言いますが、1年間に基本的には30日取れるんですよ。私がいた盛岡少年刑務所では、若い職員っていうのは1日も取っていない者が何人かいました。だから、風邪をひいても来ているし、例えば彼女とどっか行きたいという気持ちがあったとしても我慢して来てるし、それはもう昔からですね。

最近は少し違ってきつつあります。刑務所って刑の執行が業務ですから、民間委託っていうか外部にマンパワーを求めないというのがずっとあたりまえだったんですけど、私は平成2年ですかね、今から20何年前、まだ若造の頃に予算係という所で予算の仕事をしていて外部委託の予算要求したんです。ちょっとだけですけど初めて制度として予算要求したんです。そのときまでずっと思っていたのは、自分が若いときから勤務をしていてこんなに休みも取れない職場というのはあるんだろうかということでした。だから、その緩和のために外部委託をしたいなあと思って始めたのでした。

日本の刑務官の数が適切とは決して思っておりません。

少し専門的に言います。職員の数をもとにして被収容者の数を分子にして『職員負担率』っていうのを言うんですね。これが諸外国と比べてどうかということを言うと、イギリスとかフランスとかドイツとかヨーロッパは負担率っていうのは2前後なんですね。職員1人が担当する被収容者の数っていうのは2人前後なんです。日本の場合は今受刑者が減ってきましたけど、それでも3人以上です。一番ひどいときは4.5人とかいう数でした。だから

日本の職員の数っていうのはやはり諸外国と比べても少ないというふうに思います」

学生B：「ありがとうございました」

平 山：「今の議論は『刑務官へのエール』西田さんの本の43、44ページのところだと思います。それに関連してお聞きしたいのですが、先日、とある国際学会の関係で諸外国の人を連れて府中刑務所の参観に行ったんですけど、一番海外の研究者たちが驚いたのが、日本の刑務所では刑務官の数がなくて、彼らは拳銃等も携帯していない。しかし日本の刑務所では暴動もほとんど起きないし、それからいわゆる逃亡も滅多に起きないですね。どうして日本の刑務所は少なくとも外形上は、うまくコントロールされているのか、しかも職員の数がこんな少ない中で、という点について西田さんのお考えはありますか？」

西 田：「諸外国にない日本のシステムっていうと、日本っていうのは外国と違っていわゆる懲役刑が大部分、刑の種類は日本の場合99.5パーセント以上が懲役刑だということです。懲役刑というのは労働が刑の内容になっているんですね。外国の場合はこれを強制労働とかいろんな言い方しますが、日本の場合はこれが結構大事なシステムになっているのです。

つまり受刑者は受刑する場合、工場へ行って日々そこで仕事をするんですね。この工場で仕事をするということは、例えば1日のうち8時間ぐらいいは、もっと短いですね、6時間か7時間は工場へ行く、これを『出役』と言いますが、そこへ行って仕事をするんですね。これで1日の時間たつのが早いんです。これ何も

しないでずーっといるとすると結構時間が長いと思うようです。面白いことに、ごく一部禁錮刑の受刑者っていう、労働しなくてもいい受刑者もいるんですけど、この禁錮刑の受刑者も例外なくみんな作業したいって言うんです。「何で作業したいんだ？」って聞くと、作業すると時間がたつのが早い、日にちがたつのが早いいし規則正しい生活ができるって答えます。この工場で日々働くということが日本の受刑者の生活の根底にあるんです。

また、それと併せて、明治時代からできている工場担当制という制度があるんです。一時期、名古屋刑務所で事故が起こったときに、この担当制が良くないっていうことを言われたこともあるんですけども、各工場に責任者みたいな一般職員がいて、彼らが自分の受け持ちの受刑者を一生懸命面倒見るわけです。手の掛かる受刑者もいます、もちろん。だから、来てすぐに工場から出て行っちゃう受刑者もいます。だけど、基本的にはそういった職員が彼らの面倒を見て、面接もして、なんか様子がおかしいときには『どうしたんだ』というふうに声をかけます。そういうことがあるので、ごく一部1割か2割の受刑者を除いて、その工場担当という職員が受刑者の様子を分かっているわけです。ただ、これからもらえる受刑者もいます。きれいごとじゃなくてそういった集団生活ができない受刑者もいます。そういった受刑者は受刑者でまた一つの区画に収容して、その部屋に置いて部屋で作業させるんですけど、それはそれで違った目で厚く、「厚い」「薄い」の「厚く」ですけど、厚く面倒を見ているんですね。それでもやっぱりどうしてもこちらの処遇に乗ってこない受刑者っていうのはいますけども、大部分はそうやって処遇しているものですから、リスクがある受刑者っていうのは分かってきます。だから、拳銃を持たなくても警棒を持ってなくても管理ができています。そし

て、リスクの高い場合はそれなりの対応、きめ細かな対応をちゃんとすることとなります。そういった意味で日本では拳銃を発砲するっていうのは有り得ない。訓練のときだけですよね。訓練のとき以外は拳銃なんか見たことない職員ばかりですよ」

平 山：「今の点は、これまで学生との間でも『担当制』のプラスとマイナス、ということで議論になったのです」

西 田：「ちょっと付け加えましょうか。担当制っていうのは日本の刑務官にとっても結構大事なシステムなんです。刑務所、刑務官っていうのは階級制がありますから、上へ行けば行くほどポスト、人数って当然減ってくるわけです。下から言うと看守、看守部長、副看守長、看守長、矯正副長、矯正長、矯正監、こう七つ階級があるんですが、大部分の職員は看守か看守部長なんですね。例えば刑務所ですから、きれいごとじゃなくて実力行使をしなきゃいけないときが多々あります。そういうときのためには柔道、剣道をやっている人っていうのは大事なんですね。警察と同じです。柔道、剣道やっている人がいて、彼らは学力が弱いことがある、体力はあっても学力が弱い部分があるんですね。そうすると彼らは40歳、50歳になっても看守、看守部長のままの場合がある、そうするとモチベーションが落ちることもある。そんなとき、日本の刑務所の場合はさっき言った大切なポスト、工場担当になるという道がある。また、そういった職員が工場担当に向いていることが多い。だから階級は上に上がらなくても仕事の点で自分は工場担当になるんだ、なれるんだということで頑張る、そういった意味でも工場担当制っていうのは、私はいい制度じゃないかと思えます。

私は拝命して高知刑務所に3年しかいませんでしたけど、その頃、非常に厳しい所長がいて、『すぐに転勤していなくなるだろうから、お前も工場担当やらなきゃ駄目だ』って言われていくつかやらされました。そこで刑務官を続けてく覚悟ができたっていうこともあり、工場担当っていうのは悪く言われる部分もあるかもしれませんが、日本にとっては大切な、職員が少なくとも円滑な運営ができる、あるいは試験に弱いが柔剣道で貢献できる職員が頑張れる、うまくやっていけるいいシステムを明治時代から、先輩方が作ってきたんじゃないかなと思います」

平山：「よく刑事政策とか刑事法の分野では担当制のいい部分と弊害なんかもやっぱり論じられる部分もあって、それは西田さん本の中で書いてありますけど、刑務官のことを“おやじさん”と呼ぶ関係ってすごく日本独特だと思うんですよ。そのところがいい面と悪い面とで、後でもうちょっとそこに戻ってお話したいかなと思います。じゃあ次の質問に行きましょう」

学生C：「はい。第3章では刑務官の昇進制度について思いを述べられておられますね。刑務官の昇進制度は公平であると西田さんは書いておられますが、問題を感じることはありませんでしたか」

西田：「先ほどもちょっと言いましたけど、昇進すると転勤があったりもするんですよ。偉くなれば。それがあって本来は能力もあるのに昇進のための試験を受けないでいたりする点では、やはり弊害があるのかなあという気もしました。ただし、誰でもトップになれるという昇進制度っていうのは非常に公平だと思います。だから、やる気があれば刑務所長にもなれるし、やる気がなければ

キャリアで入った人であったとしても、課長かなんかで終わってしまうということもある、実に公平だと思っています。

問題というと、さっき言った柔道・剣道やって刑務所に絶対いなきゃいけない人たちがなかなか昇進できない、試験に受からないと上がれないわけですからそんなこともあります。あるいは転勤があるからといって能力あるにも関わらず試験を受けないで地元で一般職員をずっとやるという、そういったことだと思います。それは弊害というよりも本人の考え方の問題だと思いますから、特に問題だと感じることはありません」

学生C：「ありがとうございました」

平山：「ありがとうございました。今度は第4章、死刑との関連の議論に入りたいと思います。やはり刑法や刑事訴訟法にとくに興味のある学生にとって死刑制度とか刑罰については関心が高いようで多くの質問が出ました」

学生D：「よろしくお願いします。本書では、死刑執行までの時間について、長くもあり短くもありと記述されていますが、死刑囚と刑務官の間で多少の話をする等、少しでも親しくなることはあるのでしょうか」

西田：「あります。親しいというのがちゃんと距離を置いた親しさじゃないといけないんですけど、話をしないと彼らの処遇はできませんから話はします。具合が悪そうに見えれば『具合悪いのか』と聞きますし、いろいろ『願い出』といって、彼らは部屋の中において自由なことできませんから、何かやってほしいことがあったり

したときは願い出といったことも聞くし、話はします」

学生D：「長くもあり短くもあり…の“短くもあり”というのはどう短く感じておられるということでしょうか」

西 田：「これは実際の具体的な期間が長い短いというのではなくて、職員は、やはり執行があったときは、決して長かったと思わないで短かったと思うと思います。そういった意味でこう書きました。実際の期間が、具体的な期間が長い短いという話ではなくてそういった気持ちのことです。

この本、去年の11月に出たんですけども、実は一昨年の年末に話があって、その年末年始に原稿って書き上げていたんですね。それがなんで去年の11月に延びたかっていうと、出版社の人が死刑のこともっと書いてくれとかいろんな注文があって、『そんなのいやだ』とか、『私は死刑のことなんか書かない』とか言って、お互いに緊張関係のまま半年以上過ぎてそうってしまったことがあるんです。ですから、皆さんから見ると結構死刑のこと書いてあるように思われるかもしれませんが、実はわれわれ身内の者からするとみんな知っているようなことしか書いてないんです。それでもそれなりに自分が思っていることはいろいろ書きました」

学生D：「死刑執行についてのことですが、答えられる範囲でいいので教えて頂きたいのですが。死刑執行後その遺族と関係者に連絡するとありますが、その遺族らはその話を聞いてどう反応したりするのでしょうか」

西 田：「基本的にはいきなり連絡がいきますから、びっくりして動揺されると思います」

平 山：「ちょっと付け加えて言うと、例えばアメリカなんかでは死刑が執行される数日前とか何週間か前に、家族等には連絡がいった最後の時間を一緒にすごさせるわけですね。日本の現在の制度では、西田さんがおっしゃったように執行してその後に死刑囚の家族に連絡がいくわけじゃないですか。どちらのほうがいいのか、どちらが残酷かっていうのって何とも言えないところもあるんですけども、西田さん自身がお考えになって例えば最初に連絡がいったもいいんじゃないかって思われるとかありますか。執行の前に遺族に伝えてもいいんじゃないかと思いませんか」

西 田：「だんだん言いたくないことになってきましたけど。私は、25歳か26歳、高知刑務所で拜命して丸3年たって、矯正局へ来たんですね。異動して来たんです。そのときに、本にもちょっと書きましたけど、死刑執行のロープをあっせんしてほしいという外国政府からの手紙が来たんです。それはそれで答えたんですけど、高知刑務所って刑場がない施設ですから、私はまだ全然事情を知らなくて、ちゃんと調べてから返事をしようと思って、いろいろ自分なりに聞いて、自分なりに勉強をしたんです。死刑の執行の前後っていうのを。

40年近く前までは前日に告知をしていた時期もあるようです。そのときの話を私は何人かに聞きました。話せる範囲でしか言いませんけど、その当時勤務していた人でもう退職されている人がいて聞いたんです。前の日に告知をして、それで明日執行するよと告知をしたんだろうと思うんですが、そうすると、該当の被収

容者は、前夜、一睡もしないで朝まで寝返りをずっと打っていたというんです。今もそうですが、若いまでもっと新鮮な頃にしたことは何かって言うと「お前明日死ぬよ」って言われて、一晩か二晩か知れませんが、そうやっておくっていうのは残酷なものだなあということでした。

確かにいろんな考え方があると思うんです。いろいろな考え方があるし、実際に死刑確定者で事前に告知をされて自殺をした者もいます。だから日本にどういう考え方が合っているのかって自信がなく、現職中は絶対に言いませんでしたけど、今辞めて個人的に思うのは、前もって言うのっていうのは酷な話だなあというふうに思います」

平山：「ありがとうございます。死刑制度のことにに関して、学生や参加者のみなさんから、今西田さんの話を聞いて感想とか自分はこう思うとかありませんか。じゃあEさん」

学生E：「質問になってしまうんですけども、死刑囚からの願い出っていうのがあって先伺ったんですけども、どういった願い出が多いのかなあって気になりました」

西田：「願い出っていても外へ出られないわけですから言うだけの話で、例えばこういったもの買いたいとか、きょうちょっと熱っぽいで医務で診察をしてほしいとかそんな感じですね。それ以外は別に特に願い出っていてもいろいろと、揚げ足を取っていろいろ絡んでくることももちろんあるんでしょうけども、基本的には普段生活をしていてなんか欲しい、日用品が買いたい、とかだと思えます」

学生E：「ありがとうございます」

平山：「他は何かありませんか。さっき西田さんがおっしゃった前日に、っていうのは確かにラジオ番組かなんかが残って、前日に死刑囚の人と家族の人の面会のところを録音した以前の番組がラジオで少し前に一回放送されましたよね（筆者注2）。それはやっぱり何年か前までは前日に、前日かちょっと前に知らせてたけど今はその日の朝告知することになったってなんかで読んだことがあるんですけど、多分その死刑制度そのものに対する考え方と関わってくるんですが。アメリカでは死刑というのはやはり特別で、死刑判決が出ても被告人が望むと望まないに関わらず自動的に上訴させるという点でも違います。もし死刑を回避できる方法があったら、それに関して弁護人は全て手を尽くさなきゃいけないからその期間を必要とするというのもあるようですね。執行が決まってから例えば州の知事とかに恩赦を出させるためにいろいろな措置を取るとか。多分日本の死刑制度とはその辺の制度上のセーフガードもかなり違う、ということ強く感じますね。では次の質問に行きましょう」

学生D：「答えられる範囲でいいのですが死刑執行の際について、刑務官の人は僕が聞いた話では複数人が執行台に立ってボタンを押したりで誰か分からないように負担を減らすためにやるって聞いたことがあるんですけど、その刑務官でも初めてやる人もいるわけで、そういう人がやるとやっぱり負担が掛かると思うんですけど、その刑務官はどう思って執行するか聞いたことがありますか？」

西 田：「聞いたことありません。ありませんけど、やはり刑務官というのは刑場ある施設で勤務していればそれは仕事ですから。いろんなことを聞いてやって、刑務官と話をするのもいいかもしれませんが、だからといってそれを回避させてやれるわけでもありません。ある意味さっき言ったように、行政職と比べたら1割2割の高い給料もらっているほど不快な仕事であり、不快だからこそそういう評価されているわけですよ。聞いたことがないわけじゃないですけど、あんまりここでは言いたくないです。決して愉快な仕事じゃありませんから、愉快ではない不快だろうと思いますよ、それは」

平 山：「通常、刑務所に勤める刑務官の人というのは、受刑者の人たちの更生とか、この人たちが社会に出た後をサポートする仕事なんです。ところが拘置所に配置されて、もしかしたら死刑の執行に携わるかもしれないとなる、そこでやることは仕事の目標が違ってきてしまうような感じがするんですけども。刑務官として採用されるときに、例えば将来もし拘置所に勤めたら死刑の執行に携わることもありますっていうことは説明されるんですか？」

西 田：「あえてそんなこと言いません、ただどんな仕事があるかっていうことはやっぱり言いますよね。拘置所で、刑場がある拘置所で勤務する人はそういった不快な仕事あるかもしれませんが、受刑者を収容している所もそれ以上に不快なこともあります。職員は職員で先輩から仕事についていろいろと聞いているでしょうから、採用されて日々勤務していれば、知らないっていうことはないと思いますけど」

平 山：「なるほど。では次の質問にいきましょう」

学生 F：「よろしく申し上げます。本書の中には、刑の執行の際には刑務官は特別なことは考えません、と書いてあるのを読んで思ったのですが、考えないことってというのは逆に苦ではなかったんでしょうか？」

西 田：「考えないというのはちょっと違います。よく死刑廃止とか死刑制度の話になると、やはり死刑の執行する拘置所のことばかりが話になるんですね。本当はその死刑制度ってというのはそうではないと思います、一番長くいるのが拘置所だからそういうことになるのでしょうか。実際には、法律で制度があって、裁判でその判決があって、それから死刑執行となる。その刑の執行ってというのは検察官から執行指揮書が来てやるわけですね。つまり、役割分担をしているわけです、きちんと。じゃないと、同じ組織で全部やるとそれはそれで弊害もあるし、苦勞が多いと思うんです。だからそういった意味で特別なことを考えませんと書きました。執行指揮書が来れば、命令であり考えてもしょうがないことです。命令が来たら、いかに命令を万全につつがなくやるかということを考えるべきで、他のことは考えるべきじゃないと思っていて、そういった意味で、実際に私は決裁の途中ではんこも押してしまいましたが、考えたことはありません。思っていたことは、ちゃんと命令どおりに仕事をすることであり、それを祈っていました。

このことは、死刑執行だけでなく他の懲役刑とかの執行も同じなんですね。そういった命令があればちゃんとやる、矯正とか刑務所の仕事はそれですから、それをちゃんと失敗なくやるというのがやっぱりわれわれの務めだと思います。そういった

意味です」

学生F：「ありがとうございます。では次の質問に移らせて頂きます。死刑制度に対して、こちらの本書に「…実情を知る者は語らず、うわべの知識しか持たない者からの情報や意見しか流れてこない…」という趣旨のことが書いてありますが、本当はどうなんでしょう。知っている人が話さない限り私たち国民は知ることはできませんが、このような状況の中で国民が死刑制度を支持していると言えるのでしょうか」

西 田：「これはさっき言ったことともう一回繰り返になりますけど、この死刑制度っていうのは、どうしても死刑執行したときが最後ですから、ここの部分に焦点が当てられるんです。私が思っているのは、実際に死刑になる場合は、複数の人を殺している人がいて、それを警察が検挙して、それで検察官が起訴をして裁判で死刑という選択をしたということです。裁判所が、司法がしたわけです。それに基づいて拘置所で身柄を確保していて、時期が来れば刑の執行指揮という命令が届いて、それをするわけです。だから、やっぱり刑務官っていうか刑務所の人間がしゃべれることっていうのはごく一部なんです、実は。だから、制度のことをしゃべるべきじゃないと思うんです。縦割りって弊害があるって言いますが、こういうことっていうのは縦割りじゃないとスムーズにいかないと私は思います。じゃないとリンチになりかねませんから。決めた人が死刑を執行するんじゃないくて、判決があって、それから執行指揮の命令と、それを実際に実行する機関が別々であることは、私は、やはりこれまで、日本だけではなく、人類の培ってきた知恵じゃなかったかなと思うんですよ。だ

から、そういった意味で刑務官っていうのは死刑制度のことっていうのはしゃべらないんですよ。

あと実際に執行する場のことについて、私もそうですけど、絶対にしゃべらないのは、これはいっぱい思いがあるんですね。死刑を執行する側にも、される死刑囚にも気持ちもあるし、家族もいるでしょうし、それから被害者になった人の遺族もいるでしょうし、実際にさっき言われたボタンを押す刑務官の気持ちもあるでしょう。それを、やっぱり言いたくないことを言わせるのは、私は良くないと思うし、知りもしないことをべらべらしゃべるやつは私は許せないですね。実際お前やったのかって言いたくなるんですけど。だからそういった意味でこういうふうに書きました。

私が総務課長のときに東京拘置所の刑場公開があったんです。マスコミの人をそこへ案内してやったんですね。できる情報公開というか、開示はしていると思うんです。そこがこれこれで、ここにこれこれがありますよっていうのはテレビに何度も映りましたし、今でもインターネット探したらその画像って出てくるはずなんです。だから、多分そこら辺りまでが限度じゃないかなと思います」

学生F：「ありがとうございます」

平山：「かなり答えにくいところまで答えてくださってありがとうございます。今その刑場公開のところに関しては、⑯番でも質問が出ていますね。ここはいま併せて答えて頂いたことになりますね。西田さんがおっしゃるように、死刑制度を論じるのであれば、その執行の場面だけじゃなくてももちろん求刑、それから裁判で出さ

れる判決についても、全て一連して考えなきゃいけない、というのはまさにそのとおりだと思います。ただ、やはり、いろんなことを知った上で死刑制度を今後も維持していくのかどうかを論じる必要があります。やはり国民の側も知ろうとする努力が必要だと思いますけど、やっぱりできるだけ多くの情報を基に私たちも判断したいわけです。だからその意味でこの刑場公開っていうのはすごく大きな一歩だと思いますけど、そこから将来的にもし、日本がこのまま死刑を維持するのかどうか、単純に他の国と比較はできないですけど、例えばアメリカでは、被害者の遺族にも死刑に立ち会うことを認めたり、またマスコミの立会いを許可している州もあります。それがいいのか悪いのかは、その国の考え方がそれぞれあるでしょうが、やはり、死刑という、これまで一番タブーだった制度について、情報はできるだけ多く公開してほしいし、国民としてはもっと知りたい部分が多いのではないかと感じますね。その上で今後死刑制度を続けていくかどうかを議論する必要があります。

ここまでで半分終わったわけですが、ちょっと質問の内容ががらっと変わります。次は第5章のところに入っていいでしょうか。じゃあ第5章お願いします。」

学生G：「よろしくお願いします。先ほど、刑務官は基本的には拳銃は所持しない、訓練とかそういうときしか拳銃は所持しないって仰いましたよね。しかし例えば外国人受刑者とか体格のすごい大きい受刑者とか突然暴れ出したりした場合に、それをもし抑えきれなくなったりしたらそういう場合でもやっぱり拳銃って使用しないのかなあと疑問に思ったので、そこを教えて頂きたいと思ひまして」

西 田：「多分、受刑者がいくら暴れても拳銃は今後も使わないと思います。1人暴れて制圧しなきゃいけないときってというのは、こっちが5人でも6人でも7人でも8人でもかかって制圧をするということですね。拳銃というのは、威嚇するかしないかは別にしてもやっぱり徹底的な結構なダメージを与えるわけです、これ。そんなことをするような必要性ってというのは日本にはないと思います。大体多くて7、8人でやれば制圧できますから。ただし、おまわりさんもそうかもしれませんが、そういった場合っていうのは中途半端な数で制圧はしないこと。理由は圧倒的な力でやらないとお互いにけがしますから。こっちも必要があれば5人でも6人でもで押さえつけて制圧をしないと暴れている人間もけがしますから。そういった方法でやりますから、多分今後も拳銃って使わないと思いますね。

拳銃を自分が使ったのって、現場いたときに、管区機動警備隊って、要するに柔剣道やった職員たちが任命されて組織される部隊があって、いろいろと訓練するんですが、その時くらいです。そこで実弾を何回か打ちましたけど、それ以来はもう見ることもないですね、もう。多分、日本の受刑者もお互いに血が上っても限度を知っているんだと思うんですよ。だから拳銃は使うことはないし、これからもないと思います」

学生G：「ありがとうございます。次の質問なのですが、刑務所内の医療問題は仕事だと本にも書いてあったんですけど、一方医師の安全や医療器具の管理等はしっかりされているのか疑問に思ったのでその点を教えて頂きたいです」

西 田：「刑務所は本所と支所とあるんですが、本所って77全国でありま

す。これ全ての施設は医療法上の診療所か病院になっているんです。これがないと薬が出せなかったりするもんですからちゃんとやっているんですけど、ご質問の中の“医師の安全”というのは受刑者からの安全ですか」

学生G：「そうですね。診察してる時とかに」

西 田：「たまにありますけど。医師がけがをしたとかいうのはあんまり聞かないです。どんなに態度の悪い受刑者でも医者にはやっぱり一目置いていて、口ではいろいろ言いますが、実際に暴力をふるうようなことはほとんどないと思います。それから、これも日本の刑務所のいいことで、外部からは悪いことだって言われるんですけど、刑務官が準看護師の資格を取って同席するんですね。なんかあったときは準看護師である刑務官が制圧をしたり止めたりしますから、そういう点は問題ない。医療器具についてももちろん看護師もいますし、薬剤師もいるし、医者も常勤がいなければ非常勤の医師がいますからその辺は問題ないんですよ。

この8月末ですか、矯正医官の特例法という法律がやっとものになりまして、これから少しずつ状況が良くなるんじゃないかと思うんです。刑務所のお医者さんがどんどん辞めてしまって医師不足で困っていたことがあって、今も大変ですが、その対応ができるようになると思います。

医師不足、これいくつか理由があるんですけど、お医者さんってというのは塀の外も足りないんです、今は。塀の外も足りないし塀の中も足りないんです。塀の中よりも塀の外のほうが給料がいいわけですね、収入が。だからそっち行ってしまったりするんです。そうは言いながらも塀の中で頑張ってくれているお医者さん

もいるんですけど、こうなると塙の外の一般住民は刑務所の中にお医者さんがいるんだから、自分らも診てほしいと普通思いますよね。外にお医者さんがいなかったら。これが国家公務員であるから許されないんですよ。刑務所の医師っていうのは外の患者を診るっていうことは許されないんです。

『職務専念義務』っていうのが国家公務員だからあって、それで許されなかったんです。そうなるとお医者さんは、給料が高いし、それから同じ医療行為をやって感謝もしてもらえるし、もっとやりがいがあるのは塙の外になってしまって、外へ行っちゃったということです。中にはさっきの国家公務員法を知らない場合もあるし、知っていてもあるんですけど、国家公務員としての給料をもらいながら外のアルバイトを黙ってした人が何人かいて、これが会計検査院という所に大きく扱われて辞めざるを得なくて辞めたんです。これは悪いことしたからしょうがないんです。しかし、それがあからと言って会計検査院の人たちが真面目に勤務をしているお医者さんたちに聞くわけですね、いろんなことを。それとかその人たちがちゃんと許可を取ってアルバイトに行っているその地域の医療機関とかに『本当に行っていますか』って聞くわけです。そんなことされると、そうじゃなくても給料安くてそんなに環境が良くないのに、これ以上疑われてもうやっつけられないやっつけ言って、ここ2、3年でものすごく辞めちゃったんですね、お医者さんが。

今度、医療特例法というものを作って制度化したのは、アルバイトみたいな言い方をされずに、きちんと兼業ができるようにする、あるいはフレックスタイムにして、もし地域医療が困っているのであれば、そっちの医療でも勤務ができるような体制にする、そんなことをできるようにするために、特例法ということで

作ったんです。だから、これからは少しはましになるかもしれませんが。とは言っても、定員が今、お医者さんの定員って327、328人だと思いますけど、2割まではいかないとしても、1割は絶対欠員がこれからも出ると思います。勤務環境も悪いし、塀の外もお医者さん足りないので仕方ないのかもしれない」

平 山：「じゃあ次は第6章に入りましょうか。はい、じゃあお願いします」

学生H：「『刑務官へのエール』の中では、受刑者が刑務官に対してわなを仕掛ける、といったことについての記述がありますが、仕掛けたわなによって拘置所では例えばどのような事件等が起こり得るのでしょうか」

西 田：「これは少しじゃなくて、たくさんあります。拘置所に限らず刑務所もそうなんですけども、最初は小さな些細なことから始まるんです。ちっちゃなことから始めて、すごい時間をかけて、『籠絡される』っていう言い方するんですけど、最初は本当ちっちゃな失敗を職員がしたりしますよね。そうするとそれについて受刑者がその上司である部長に言うぞとかいろんな脅しすかしをして次の大きな失敗をやらせる。次の失敗をやらせるともっともっと大きな失敗をやらせるというふうにして仕掛けたわなって言えばわななんですけど、そうやって起こることっていうのはしょっちゅうあります。

ただ大きいことにはならない。あってもほとんど大きくならないというのは、それまでに刑務官の上司たる人間が見つけたりもするし、『本人がこんなことやってしまいました』って言って、

それでちっちゃな簡単な段階であれば「駄目じゃないかお前」って叱られて済むことであって、それで終われば別に構わないわけです。こうやって途中で大体終わりますから、大きくなるのっていうのは、そんなにたくさんあるわけじゃないです。刑務所はそういう職場ですから。私も、若い頃、入った頃にへまをいっばいしました。そんなことはありましたけど、へまして叱られるのは刑務官だけじゃなくて、会社へ入ったってへまして叱られますよね。それと同じことです。ただ、大きくなるとやっぱり犯罪になったり、あるいは懲戒免職として辞めなきゃいけないようなことになったりすることがあるのが刑務所という職場です。そのことが割と大きく報道されたりしますから。多分、毎日、そんなことはどこかで起こっています。だけど、そんなことが起きないように大きくならないようなやり方も、管理する側はしていますから、びっくりするようなことではないと思います」

平山：「刑務官と受刑者の関係がある意味、密というか、すごく限られた条件のもとでの関係、という感じがしますね」

西田：「これは良い悪いが両方あるんですけど、受刑者と話をしないと処遇はできません、絶対に。かといって私語を交わして、それがベタベタになるほど話をしたらまた変にもなるし、かといって話をしないで済むかといったら絶対済みません。話をしないと仕事はできませんから。だからそういう点は階級があって、階級のちょっと上の人間っていうのは、四六時中巡回して、そんなところを見て、やはりちょっと近づき過ぎているなあとと思えば注意をして指導もします。近づき過ぎる、そういった職員がだんだん増えてくるとその施設は事故を起こします。なんかの事故になって

きます。今の日本の行刑制度は明治からできているんですけど、今まで山とそういった失敗をして、今失敗しないようになっていろんな知恵ができていますし工夫もしてきたんですね。これからもそれは続くと思います」

平 山：「例えば私も刑務所見学に行くと感じることがあるのですが、ヴェテランの刑務官の方はすごく距離の取り方がうまくて、一方で、若い刑務官の方はどうしても受刑者の方が年上で怖いので、割と大きな声を出してコントロールしようとしているのかな、と思います。でもやっぱりベテランの人は逆にソフトな声とか物腰を使って、距離の取り方がきつとうまいんでしょうね。そこは経験しかないのじゃないでしょうか」

西 田：「それはそうです。オン・ジョブ・トレーニングしかないわけですから。大きな声、受刑者に対して大きな声を出すことが必要なときもあるかもしれませんが、それ以外に上司が来れば報告をしたりするときに大きな声を出したりするのは、あれは若い職員にとっては組織への帰属感を実感できるときなのです。だから、ちゃんと制服を着て、ちゃんと大きな声を出して報告もできて元気にやっている、自分も落ち着くと思うんです。

入ったばかりの若い職員がそんないい距離感で働くなんで絶対できません。私もできませんでした。叱られることもあったし、私も手続き書もいっぱい書きましたから。それは、教わって、いい距離が取れるようになって、事故も起こさないように、事故というかトラブルも起こさないようになってくるんだらうと思うんですね」

学生H：「ありがとうございます。

平 山：「次の質問は裁判と出所後のことに関わってのことですね。じゃあ次の質問を聞いてください」

学生I：「懲役受刑者の中で刑を終えてもう二度と悪さをしないと約束して出て行っても、実際にまた戻ってきてしまう人もいますかと思えます。そういった方々を見たときにどう思いますか」

西 田：「今刑務所の職員は約1万9000人いると思いますけど、みんな、それはがっかりすると思います、その都度。ただ再犯率とかいろんなこと言われますけど、日本とアメリカで数だけ比べると、例えばアメリカって人口は日本の倍ぐらいですよ、ちょうど。刑務所の中に入っている人口っていうのは日本は多いときでも8万人です。多い多いどうしようっていったときでも8万人です。アメリカってなんだかんだいっても200万、300万人入っているんですよ。だからこれどういうことかって言うと、変な言い方ですけど、それなりの人がやっぱり日本の場合刑務所に入っているわけですよ。例えば、身柄で言うと、警察に捕まったときにお説教だけで帰る人もいます。それから逮捕されるされないっていうこともあるし、それからあとは起訴されるされないというもあるし、起訴されてから執行猶予で来ない人もいます。そう考えてみると、それを全てくぐり抜けてきた人が日本の場合刑務所に来るわけですね。

それで今って年間の犯罪認知件数って減っていて、もう200万件切って、150、160万件ですか。そんなもんだらうと思うんですね。その中で日本の刑務所に新しく入ってくる受刑者は年間で

多分2万人を切ってると思うんです。ということは200万件近い犯罪の認知件数があって、刑務所に來る人数っていったら2万人弱ということになると1パーセントですよ。だからやっぱりそれだけ大変な人がやっぱり刑務所へ來ている。それに対して少しでも再犯を犯さないようにと思って、良かれと思っているんなことをやるわけですね。

ただ帰ってくるとがっかりしますけど、だからといってあほらしいとも思わないでやります。さっきちょっと言いましたけど、集団生活ができずに、刑務所の工場行って働けない人がいるって言いましたよね。そんな人たちでも日本の場合は、なだめたりすかしたりして工場行って働こうよっていうふうに働きかけするわけですね。結果はやっぱりがっかりする結果なんですけど、組織全体としては、個々の刑務官は持ち分が違いますから、考えることに違いはあっても、組織としては再犯が半分あったとしても、いろんなプログラムを止めようと思わないし、やっぱり再犯防止のためにもっともっとなんか新しいことやろうと思うんですね」

学生 I : 「ありがとうございます」

平 山 : 「刑務所を出てもまた戻ってくる、いわゆる『再入所率』が高いというのは確かに刑務所だけの問題じゃないですよ。社会がその人たちをどういうふうに受け皿があるかどうかって話ともつながると思いますけど、西田さん今おっしゃるように今もう過剰収容の状態じゃないわけですよ。するとまだ今残っているのは、つまり、より処遇が難しい人たち。いわゆる累犯障害者って言われる受刑者等の特に処遇が難しい人たちの層がまだ残っているって

いう理解でいいんですか」

西 田：「いわゆるA指標B指標っていう、そのB指標の犯罪傾向の進んでいる人たちっていうのは、言ってみればそれも若干減ってはいるんですよ。減ってはいるんですけど、組織側から見ると固定客なんですね。これって言うのはそんなに増えたり減ったりはしません。過剰収容のときは、いわゆるA指標の犯罪傾向の進んでない人間がががと増えるんです。だから、このA指標の人たちが減ってくると全体の数っていうのは減ってくるんですね。ただ、B指標の人たちの相手をするのが刑務官の仕事ですから、彼らがまた帰ってきたとしても個々の刑務官ですと色々な考え方があってやってる仕事も違いますからあれなんですけど、組織としては、どの刑務所もどの矯正管区も法務省も再犯率が減らないからっていつてしょげたりはしなくて、じゃあ違うことをやろうとかなんか新しいプログラムをやろうよというモチベーションというのは常に高いんですね。

局長時代にちょうど再犯防止うんぬんがすごくにぎやかになってあっちこっち呼ばれて、お叱りも受けたりいろんなことありました。その場で言っただけで叱られましたけど、塙の中でできることっていうのはごく一部なんです。塙の中にいる期間というのは、今の平均刑期って多分2年半ぐらいですか、2年半しかいないわけですね、受刑者っていうのは。あとは圧倒的に一般社会、シャバにいるわけです。だからもちろん塙の中でも一生懸命やりますけど、やっぱり帰ってからどうするかっていうのは今までもそうですし、これからもテーマなんです。

一方で、外国の同じような人と議論したことあるんですけど、日本っていうのはさっき言ったように犯罪、受刑者っていうのは

少ないんですね。外国から比べると圧倒的に。これは少年院帰りだとか、あの入刑務所行っていたんだとかっていう差別の裏返しで、行ったらこんなことになるっていうのがあって、これも犯罪や非行の抑止にもなっている部分もあるんだと思います。自分の子には絶対悪いことさせないとかそんな気持ちもあるし、この犯罪というか受刑者のことにおいては、社会にはいいことと悪いこと両方全部あるんですね。社会も大変だけど、社会は社会でそういった抑制機能があるし、これは逆に受刑者が復帰したときにそれがあだになってなかなかやっていけないという部分にもなるんです。

大事なことは結局急いでやっちゃいけないことだと思うんです、いろんなことっていうのは。考え方を变えるのは、受刑者だけ刑務所だけが考え方を变えて済むわけじゃないですよ。だから急いでやっちゃいけないと思うんですよ。どうしても偏見もまだまだありますし、すいません。これ答えのない議論になりますけど」

平 山：「今、西田さんがおっしゃった、いわゆる犯罪をすると家族に顔向けできないとか、地域に顔向けできないとかいう、『恥の概念』というようなものは、問題のある部分もある一方で、恐らくは犯罪抑止に働いてくる部分も一定程度あるんですよ。外国のテレビとか見ると、犯罪を犯した人たちがすごく堂々インタビューとかに答えているのを見ると、ちょっと違和感を一部持つ自分が確かにいるのです。ただ日本の現状を見たときに、やっぱり刑務所から出た人に対する再チャレンジとかそれをサポートするシステムっていうのがあまりにも少ないように私は感じていますね。じゃあ第7章の質問を聞いて下さい」

学生 J : 『『刑務官へのエール』の中では、受刑者の出所後、地域社会に労働を創出することの重要性を書いておられますが、“元・受刑者”という肩書はどうしても社会でマイナスな影響を与えてしまうと思います。いくら更生して帰ってきても、うちでは雇いません、そういうふうにする企業や人の方が多いと思うんですけど、その状況の中で具体的にどうすればいいと思われませんか」

西 田 : 「この点はもうここ 4、5 年で変わっていて、進んで雇用しようという人がたくさんいるんです。あとは国もそうだし、地域の人がそういった人を雇っている会社をもっともっと活用してくれると少しずつ変わってくると思います。ただ、これもさっきと同じで裏腹なことがいっぱいあるので、急いではいけないと思うんですね。私は、現職の頃にそういった人を雇っている人にたくさん会ったんです。その人たち、一生懸命なんですよ。一生懸命なんだけど、彼らは裏切られることが多くて苦勞をしています。一番多いパターンは、仮釈放で出て、仮釈放って刑期が終わったら刑期満了ですよ、刑期満了のときになるといなくなる、どっかいなくなっちゃうっていうのが一番多いパターンなんです。それで彼ら、協力雇用主と呼ばれる人たちっていうのは、実際に採用して雇っている人たちっていうのは、ショックを受けるんです。仲のいい人で、私のところに文句を言いに来た人もいました。さっき言ったように、急いではいけなくて、少なくとも仮釈放期間が切れるまでは悪いことしないでちゃんと働いてお金をためたわけですから、それはそれで良かったと評価しましょうよとよく言ったんですよ。

それからあと、日本の社会もそうだし、そのシステムから見て、いろんな協力雇用主って言ってそういったお世話してくれて

いる人たちがいますが、その人たちが、出所者1人を立ち直りさせたら大したものだと思います。だから、成果を求めたい気持ちも分かんないわけじゃないですけど、その人たちが一生懸命やってんのに、出所者のお世話をする人たちに対する偏見もないわけじゃないし、だから少しずつこれを、実績を1人でもいいし、さっき言ったように仮釈放期間が終わるまででもいいから、評価すべきだと思います。その間はちゃんとまっとうに働いてお金もためて、いなくなったとしても、すぐにお金に困らないようにしていなくなるわけですから。そういった成果がしばらく続いて、その次にまた次の段階を考えればいいと思うんです。

やっぱりさっき先生がおっしゃった恥の文化もあるだろうし、そもそも考え方が外国と日本って違うとずっと思っているんです。少しずつ変えていけばいいし、それ少しずつ変えるために役所、法務省のほうを降ろしちゃいけないんです、ここは。法務省は、ほとんどの人に裏切られるんですけど、裏切られても旗を降ろさないで前を向いて、じゃあもっと違うやり方をやろうということをするればいいわけです。そんなふうに思います」

平山：「あと、うまい広報の仕方ってないですかね。例えば出所した方を店員として雇ってる、新宿の餃子レストランについて聞いたことがあります。また、ちょっと違う話ですが、人気タレントが出ていた『HERO』がすごくはやって検察官人気もすごく上がりましたよね。同じように、人気タレントかなんか使って、日本の更生保護はこのように行われているというドラマを作るとか。更生保護って刑事司法においてもある意味一番大切なのにちょっと影がうすいところがあると思うんですよ。うまいアピール方法ないでしょうか」

西 田：「よく言われました、それ。医療の関係で第三者委員会やったときに、私が昔から知っている見城美枝子さんって人に委員になってもらったんですけど、見城さんに言われたんですよ。「何かやりなさいよ」って。私、本を最初1冊目出したときもそんなふうに言われていやだったんですよ、めんどくさくて。だけど、誰も知らないんだから知ってもらうにはやっぱりこっちから言わないとって言われて、人気俳優かなんかが刑務官役やってくれるといいかもしれないですね。ただ、それもやっぱり順番があるんじゃないかと思いますね」

平 山：「多くの人にもっと取り組みを知ってもらえるといいなと思うことがあるんですよ。厚生労働省とかは色々広報もされているので」

西 田：「そうなんです。それで、私は局長になったときに全国八つある管区長宛てに『必ず年に1回は近くの大学とかに行って話をするように』って文書で通知を出したんです。誰も知らないからって。みんな嫌がっていましたが、それをやるとちょっとずつでも分かってくるし、何よりも内部の人間が外へ対して発信することに慣れると思ったんです。今慣れてないんです、ここ。やっぱりマスコミから取材があると引きますから、今。なんか言われても引くことはなくて、私はもう辞めたから言っちゃいけませんけど、局長時代にずっと言っていたのは『何にも悪いことしてないんだから、隠すことはないんだ』と。『もう全部見せればいい』と。やっちゃいけないことはやってないし、非難されるんだったら非難でちゃんと受け止めればいいんです。仕事を、刑務官の仕事を、隠すことはないと思うんです。だけどこれがなかなかむつかしい。

でも、だいぶ変わったと思いますけどね」

平 山：「その影響ですか、昨年ですけど、私の担当します講義に、県内の刑事施設長に講義に来ていただきました。では次の質問にいきましょう」

学生K：「本の中に、平安時代の看督長の制度では今の刑務官に求められる取り組みが先取りして行われていたとあるのですが」

西 田：「これ看督長(かどのおさ)って読むんですけど、今と違うのは、昔の検非違使庁にあった看督長っていうのは警察と裁判所と刑務所の仕事全部やっていたようなポストなんです。あとは、祓う。穢れを祓う仕事もしていた、都にある穢れを祓うことです。だから、今の刑務官が同じようなことはできません。刑務官はやることって決まっていて、一部を分担しているだけなんです。今刑務官がやっていることを当時の看督長は仕事の一部としてやっていたわけです。看督長っていうのはたくさんの仕事やっていたんで、その中の一部だったと、そういうふうに思ってください。これは、京都刑務所の有志の職員が、実は刑務官のルーツなんだっていうふうに調べてきたんですけど、こういったことが分かると、刑務官は刑務官でああそうなのかって、また違う目で自分の職が見られるんじゃないかと思い、私はあっちこっちで言っています」

平 山：「じゃあ一番最後の質問ですね。この本のタイトルにも関わりますが、じゃあお願いします」

学生L：「この本は『刑務官へのエール、法務省刑務官局長のひとりごと』というタイトルになっていますが、なぜ“ひとりごと”という言葉を選んだのですか、何か意味が込められているのでしょうか？」

西 田：「一つは自分が思ったことなので、これが他の職員みんなが100パーセント思っていることじゃないだろうと思ってこういうふうになりました。それからあとは、私は刑務官としては異色な人間で、間違っただけですから、この世界に。本当は入るつもりじゃなかったのが、ちょっと事情があって急に刑務官採用試験受けて入ったわけです。そして、あとは本当に珍しいことをいっぱい経験したんですね、仕事の上では。初めに言いましたように、30年7カ月も法務省に霞が関で勤務した刑務官いませんし。だからそういった意味で自分がちょっと他の人と一緒にされると他の人が気の毒かなあというのもあってこういうサブタイトルを付けました」

学生L：「ありがとうございます」

平 山：「ありがとうございました。ここで会場から質問とかコメントとかあるか、聞いてみたいと思います。」

参加者A：「高齢者のことでちょっとお伺いしたいんですが、実際今刑務所の中で高齢化が社会全般が高齢化していると合わせて進んでると思うんですね。日本の刑務所で特に受刑者の高齢化に遡行した形で特別何か、困ってることはいろいろあると思うんですけど、積極的に対応してるようなことってありますでしょうか」

西 田：「積極的って言うと、足りないとお叱り受けることあるんですけど、高齢受刑者を専門に収容する箇所をつくる、あるいは建物をバリアフリーにしたり、そんなことですね。

それと高齢受刑者の場合は、出所するときはどうしてやるかが一番大事なことで、刑務所は塀の中までが持分だろうという役所同士のことがあって、なかなか難しいんですけど、刑務所の職員が一生懸命出たからのことを考えて、結構苦労しているんです。『特別調整』という制度もありますが、あれはまたタイプが違いますから高齢者全般はくくりきれません。

高齢者の場合、刑務所の立場から言うと、マンパワーが足りない施設も足りないなりに、必要な処遇、できることはやっていると申すんです。だけど、やっぱり大事なことは、どうやって福祉につながるかということで、これが『肝』じゃないかと私は思います。そのために、刑務所の中に社会福祉士を正規の職員として採用したりして、福祉につながることはしているんですけど、受刑者本人が希望しない場合もありますから、なかなかこれうまく進まないですね。

ついでに一番困ることは何かと言いますと、病気とかでベッドで寝たまま刑期満了日が来る場合があるんです。この場合、その福祉って地元が引き取らなきゃいけないわけですね。地元の自治体は自分のところの住民でもないのにつけて言っても、やっぱり嫌がるわけです。だから、出所後そのまま入院させなきゃいけなかったりする場合に困るんですね。

これこれをやっていると胸張って言えることは特になんですけど、やはり必要な設備は整備してできることをやる、高齢化で医療費も非常に掛かるようになってきましたけど、必要なことを少しずつ進めることですね。

高齢者の問題って、多分塀の外がもっと片付かないと。塀の外にも問題がいっぱいありますよね。これが片付かないと塀の中まで来ないように思います。すいません、答えになってないかもしれませんが」

参加者A：「ありがとうございます」

平 山：「ところで、PFI はいわゆるA指標、あるいはスーパーA指標の受刑者を対象に始まったけれども、その成果の検証が今後行われればさらにもう少し難しい受刑者に広げていくっていう構想はありそうなんですかね」

西 田：「多分ないと思います」

平 山：「えっそうなのですか」

西 田：「そもそも PFI 手法で施設を造るに至ったのは、受刑者が増え過ぎて、彼らの住んで寝る場所を作って、彼らに掛かるお金を早急に用意して、必要な職員も用意しなきゃいけないというようなことがあって、過剰収容にどう対応するかっていうのがあってやったんです。

そのときに、さっきも言ったように、過剰収容のときに増える人っていうのはB指標が増えるわけではなくてA指標が増えるわけです。だから増えてきたA指標をどうやって収容できるようにするかっていうのが、あのときの一番やらなきゃいけないことだったものですから、PFI 手法となったわけです。受刑者も減少傾向ですから、拡大はないと思います。

それと民間委託をすることってというのは、多分皆さん思っている以上に制度的にも国民感情的にもハードルが高いものなんです。そういった意味では、業務的になじみやすいことをやることってというのがこれからあると思います。例えば、給食業務を民間委託しましょうとか言うのはこれからあるかもしれません。

民営委託化という議論をするときには、よく先行事例で欧米はやっているみたいなこと言うんですけども、欧米よりもはるかに日本のほうが民間委託率が高いですからね、今もう既に。アメリカとか英米法系の国ってというのはよく民営刑務所とかいって進んでいるように思われます、これっていろいろと取り方があるかもしれませんが、一番民間委託率が高いのはアメリカの州なんです。英米法系の国でいうと、州立の刑務所が一番民間委託率が高いんです。それでも10パーセントちょっとくらいです。日本って、はるかにそれを超えていますから、もう。やっぱり刑務官とかちゃんとした公安職の職員を、ある程度持ってないと、なんかあったとき困るんですね。外国ほど日本は刑務官多くないですから、どっかで問題が起こったときに応援しなきゃいけないんです。そもそも絶対数が足りませんから。そのときに民間委託をたくさんやって正規の職員が少ないと、派遣する職員がいなくなるんですね。東日本震災のときに地域支援のために派遣をさせたときも、やっぱり派遣した所ってというのは休みも取れないし、夜勤の非番でも帰れないというふうになってしまいました。だから、一定程度公安職の刑務官とそれに類する職員って必要だと思うんです。全体の話としては。

今言ったように、受刑者ってというのは現在減っていますから、どんどん。これからもし民間委託を拡大するとすれば、現職の人はどう考えるのか分かりませんが、私が想像するには、特定の

仕事について、民間委託しても差し障りのない、問題が少ないものについて、委託が進むかもしれません」

平山：「本日はご講演ありがとうございました。それでは西田さんにもう一度大きな拍手をお願いします」

参加者一同拍手



写真：前列右から5人目が西田博氏。講演会後に参加者らと記念撮影。

講演会を振り返って

講演者の西田博氏からは、刑事施設が抱える様々な課題と展望を明確に語って頂けた。また、刑務官経験を持つ西田氏のお話からは、矯正現場の第一線で受刑者と接する刑務官に対する温かい愛情と強い期待を感じることができた。

PFI 刑事施設では教育プログラムにおいて民間との連携が一層図られるようになったし、2011年からは全国都道府県に「地域生活定着支援センター」（高齢であったり障がいを抱えた受刑者の出所後の社会復帰支援を行うために厚労省が開設）が置かれている。刑務所や犯罪者の更生をとり

まく制度はかなり活発に変化している。重要なことは我々社会の側も、犯罪者の更生を「対岸のてぎごと」と考えるのではなく、我々は何を恐れ、期待しているのか、どのようなことであれば受け容れ可能なのか、をもっと積極的に発言するべきであろう。また他方で、西田氏が講演の中で述べられていたように、犯罪者の更生は刑務所の中で完結するという期待から社会は目を覚まし、更生を目指す元受刑者の受け皿の機能を社会がどう果たすか、という問いを私たち一人ひとりが考える必要も改めて強く感じた。

そのためにも、刑務所や少年院等の矯正施設と地域社会との意見交換会や交流がもっと図られるべきである。

最後になるが、多忙な中、ご講演を頂き、またこちらからの質問に真摯にご対応下さった西田博氏に心からお礼申し上げたい。

筆者注1：法務省と最高検察庁共催で、市民に裁判員制度等をひろく理解してもらうために法務省の庁舎で2007年から年1回開かれた。そこでは、「刑務所の食事体験」というイベントも行なわれ、整理券が短時間でなくなるほどの大人気であった。

筆者注2：文化放送報道スペシャル「死刑執行」は2008年5月6日に放送された(ラジオ大阪では2008年6月14日に放送)。この番組は、昭和30年に大阪拘置所の所長が死刑囚の執行前夜のお別れ会や執行の様子を、刑務官の教育目的で録音したものを放送したドキュメンタリー番組である。

西田博氏への質問

* 下記、章と頁数は『刑務官へのエール～法務省“刑務官”局長のひとりごと～』に対応する

第一章

①構外作業場は受刑者の社会復帰にどういった点で有効であると考えておられますか？

②刑務所が地域の人々と共生するためにはどのような取り組みが必要だと考えておられますか？

第二章

③若手刑務官の辞職者を減らすためにはどのような制度が必要でしょうか？

④実際に勤務したご経験から、日本の刑務官の職員数は適切だと感じましたか？

第三章

⑤刑務官の昇進制度は公平であると述べられていますが、問題を感じることはありませんでしたか？

第四章

⑥P68に死刑執行までの時間を「長くもあり短くもある」とありますが、死刑囚と刑務官の間で話をするなど両者が親しくなることはあるのでしょうか？

⑦上記「長くもあり短くもある」の短くもあり…はどう短く感じておられるのでしょうか？

⑧p70では、拘留所長は死刑執行後、死刑囚の遺族等関係者に連絡するとありますが、遺族らはそれを聞いてどう反応することが多いですか？

⑨死刑執行の際は、刑務官は何を思い執行することが多いと考えられますか？

⑩刑の執行の際、拘留所の職員の方々は「特別なことは考えません」とありますが(p.69)、「考えない」ことは(逆に)苦ではなかったのでしょうか？

⑪死刑制度に対して、実状を知る方が語らず、生煮えの知識しか持たない者からの情報や意見しか流れてこない現状で本当に良いのでしょうか。知っている人が話さない限り、国民は知ることができないので、このような状況の中で、「国民が死刑制度を支持している」と言えるのでしょうか？

第五章

⑫拳銃は基本所持しないとあるが、突然、受刑者等が暴れて、抑えきれなくなった場合、例外として特別に拳銃を用いることはあるのでしょうか？

⑬刑務所内の医療問題が深刻だと聞いています。一方、医師の安全や、医療器具の管理などはどのように守られているのでしょうか？

第六章

⑭p145では、受刑者が刑務官に対し罾を仕掛け、そのことでトラブルになることもある、と説明されていますが、例えばどのようなことが起きるのでしょうか？

⑮懲役受刑者の中には、刑を終えて、「もう二度と悪さをしない」と約束して出ていっても、また戻ってきた人もいます。そのような人たちを見るとどう思いますか？

⑯p150で、「刑場」公開について西田さんは「自分の考えも間違っていないと確信できた」と書いておられます。西田さんのお考えを詳しく聞かせて下さい。

第七章

- ⑰受刑者の義務である労働を活かして地域社会に雇用を創出するとありますが、受刑者であったという肩書きの(マイナス)の影響力は大きいと思います。元受刑者を雇用しようという企業は少ないと思われるが、具体的にどうすればよいとお考えか、お聞かせ下さい。
- ⑱平安時代にあった看督長では今の刑務官に求められる取り組みを先取りして行われていたとある(受刑者の就労支援)。現在の刑務官にも同じ取り組みは行えないのでしょうか?
- ⑲本書のタイトル『刑務官へのエール ～法務省“刑務官”局長のひとりごと～』は、なぜ「ひとりごと」にしたのですか? なにか思いが込められているのでしょうか?

(本学法学部准教授)